

福島市新学校給食センター整備運営事業者選定プロポーザル

募集要項等に関する第1回質問に対する回答

■募集要項

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
1	募集要項	災害時への対応可能な施設	2	I	5	(5)					災害時の炊き出しを担える施設とする。とありますが想定される提供品目や、一日当たりの提供食数等ご提示していただけないでしょうか。	センターのライフラインが使える場合において、被災により炊飯のできない被災者に対し、炊き出しを想定しています。一日当たりの提供可能食数については事業者提案に委ねます。
2	募集要項	構成企業等の明示	5	II	1	(2)					SPCからFA業務を直接受託し、かつSPCに出資する企業は、構成企業と表記することによってよいでしょうか。	表記の場合構成企業としてください。
3	募集要項	その他業務を行う者	8	II	2	(3)	⑥				FA・事業マネジメント企業が参加する場合は、「⑥その他業務を行う者」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	募集要項等に関する個別対話の実施	13	VI	1	(8)					「募集要項等に関する第2回質問及びそれに対する回答(案)を基に、市と対面形式で質問と回答を行う。」とありますが、各企業ごと又はグループどちらの参加になりますでしょうか。また、グループでの参加の場合もオンラインでの実施という理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	個別対話はグループ毎にオンラインで行うことを想定しています。
5	募集要項	募集要項等に関する個別対話の実施	13	IV	1	(8)					募集要項等に関する第2回質問及びそれに対する回答(案)を基に、市と対面形式で質問と回答を行うと記載されておりますが、当日は事業者提案に係る内容など第2回質問に記載されていない内容について質疑を加えてもよろしいでしょうか。	個別対話は1時間程度を想定しており、時間に余裕があれば、対応いたします。なお、その場で回答できないものがあれば持ち帰り、後日回答とさせていただきます。
6	募集要項	市の支払総額の提案上限価格	17	IV	3						提案上限価格が公表されており、算定根拠は公表しない。とありますが、福島市様が提案金額を算定した時期はいつでしょうか。	提案上限金額を算定した時期も公表しません。
7	募集要項	事業者の収入	20	V	4						「なお、一括払いの提案目安額は3,902,985,000円(消費税及び地方消費税を除く)とする。」とありますが、「提案目安額」とは「提案上限額」ではなく、あくまでも目安として、応募者の判断に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。(仮に目安額を超過した場合においても、超過額によらず一括払いいただけたらと考えてよいでしょうか。)	お見込みのとおりです。仮に目安額を超過した場合においても、一括払いします。
8	募集要項	貴市と金融機関との直接協定	24	IX							設計・建設に係る対価について、割賦払いは生じないため、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と直接協定を締結することは想定されていないとの認識で間違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する第1回質問に対する回答

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
1	要求水準書	表1-2 事業用地の敷地条件	6	I	3	(1)					福島市開発行為等指導要綱について、「粗造成に際して市が事前に手続き・協議を行っており、事業者決定後に変更手続きにより事業継承を行う」とありますが、資料2(事業用地現況測量図)の赤線(境界)が示す範囲で手続き・協議を行っていると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書	表1-2 事業用地の敷地条件	6	I	3	(1)					開発行為に準じた基準による調整池等の設置が必要と思われるが、貯留容量及び放流量等の基準があればご教示ください。	貯留量については、敷地規模が1ha以上であるため、福島県で公表している降雨強度式を用いて30年確率での指導をしております。放流量等については、水路流末調査のうえ、流下能力に応じて放流量を調整する必要があります。市開発基準要綱に基づき計画が必要です。
3	要求水準書	表1-2 事業用地の敷地条件	6	I	3	(1)					水道光熱費が自治体負担なので、上水道などを引き込む際に水道加入金などが必要となる場合、その費用負担は福島市と理解して宜しいでしょうか。	事業者負担とします。なお、供用開始までの水道光熱費も事業者負担となります。
4	要求水準書	献立及び食材調達	8	I	3	(4)			ウ		令和5年2月21日公表の「実施方針等に関する質問・意見に対する回答(要求水準書(案)」No20の回答において、2献立の組み合わせ例をご回答いたしておりますが、揚げ物と揚げ物又は焼き物と焼き物の組み合わせの想定はありますでしょうか。	揚げ物と揚げ物はありません。焼き物と焼き物の組み合わせは想定しています。また、焼き物と蒸物も想定しています。但し、スチームコンベクションは5,000食分のみ対応のため、一方の献立を回転釜で調理します。具体的には、「献立Aグラタン」と「献立B焼き魚」の場合、焼き魚をポイリングバックで発注し、回転釜で調理します。また、「献立Aグラタン」と「献立Bゆずまい」の場合は、しゅうまいを回転釜で蒸網等を使用して調理します。従って、上記の調理が可能な回転釜の台数を備えてください。
5	要求水準書	外構計画	12	II	2	(1)	④	ア	d)		敷地南側の敷地内を通過する果樹農家の車両のサイズをご教示ください。	軽トラック、普通乗用車、小型特殊自動車です。トラック等の大型・特殊車両は含まれません。
6	要求水準書	外構計画	12	II	2	(1)	④	ア	b)		福島市開発行為等指導要綱に基づき、雨水流出抑制施設(調整池等)を設置すると思いますが、本施設(調整池等)は維持管理業務範囲という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書	配送車両車庫	13	II	2	(1)	④	エ			現在の既存センターにおける配送業務の運用と同様に、全部又は一部の配送車両を他の用途には使用しないことを前提に、配送企業保有の保管場所にて保管する提案は可能でしょうか。その場合、配送車両車庫及び洗車スペースの設置についても提案者に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、可能ですが、本事業用地外での保管により生じるリスク等があれば、必要な対策を講じる計画としてください。後段について、ご理解のとおりです。
8	要求水準書	野菜下処理室	15	II	2	(3)	①	ク	d)		「粉砕・ポンプ流し台を備え～」とありますが、同じ汚染作業区域で使い勝手の良い場所であれば、設置する部屋を変更しても構わないでしょうか。	設置する部屋を変更しても構いません。ご提案に委ねます。
9	要求水準書	和え物室・和え物準備室	16	II	2	(3)	①	タ			和え物準備室は衛生的・作業性に問題がない場合、コーナーにするなど提案者に委ねるものと捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	器具類洗浄室	16	II	2	(3)	①	ニ	a)		洗浄室内に、または洗浄室に近接して器具類洗浄室が必要と見受けられますが、洗浄作業という括りでは取って洗浄室と部屋を分ける必要が無いのではと思われず。洗浄室内に器具類洗浄コーナーを設置することと解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	表II-7市専用部分の諸室の概要・要求水準	18	II	2	(3)	②	エ	a	表II-7	「物品・書庫を保管する室(庫)約15㎡とする」とありますが、他同規模のセンターと比べても広いように見受けられます。見直しを行う可能性はありますでしょうか。	現在の2センター(西部・北部)分の物品・書庫としての広さを確保するためのスペースですので、見直しを行う可能性はありません。
12	要求水準書	非常用電源	21	II	2	(4)	①	コ	a)		停電発生時や災害時に、市事務室、その他便所等必要な共用部が24時間以上稼働できる電源を設置すると思いますが、記載居室以外への電源供給については、事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	関連法令等に定める予備電源等が必要なものの他に、便所、多目的便所を想定しています。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア			
13	要求水準書	給水・給湯設備	22	II	2	(4)	②	ウ	b)	地震の際にも、配管内の水が流出しない措置をとっていますが、どれくらいの規模の地震を想定されていますでしょうか。また不可抗力に該当する地震は、どのくらいの規模になるのでしょうか。	不可抗力にあたらぬ規模の地震を想定しています。 東日本大震災の際に福島市に生じた揺れ(震度6)相当の場合には不可抗力となります。ただし、このような揺れに至らない場合でも、例えば震度5弱が何度でも発生するような場合や、地盤条件により局所的に震度が大きくなり周辺同規模の建築物が損傷したような場合など、周辺状況も勘案して協議して決定することとします。
14	要求水準書	実施設計	28	II	5	(2)	④		b)	基本設計及び実施設計に関する書類の中で備品に関しては「リスト及びカタログに記載がありますが、様式書内H-11のことを示している」と理解してよろしいでしょうか。また、カタログについては書類の様式等は問わないという認識でよろしいでしょうか。	様式H-11と同等の内容を示したものであれば体裁は問いません。カタログについても様式は問いません。
15	要求水準書	表II-15 食缶仕様一覧	32	II	9	(1)				「要求水準書表II-15食缶使用一覧」と「資料13各学校への配缶数」の数量が異なります。資料13を元に算出してよろしいでしょうか。	要求水準書の表II-15に記載の数量は、教職員・予備数量を見込んだものですので、この数量を備えてください。各学校への配缶数の算出においては資料13を元に算出ください。この配缶数を参考に、コンテナの台数を算出してください。
16	要求水準書	表II-15 食缶仕様一覧	32	II	9	(1)				角型二重食缶・汁物用のサイズですが、当社では14・10リットルを取り扱っております。必ずしも表の規格通りの仕様のものを調達しなくても良いと解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	表II-16 配膳器具仕様一覧	32	II	9	(1)				募集要項P19にある各配送対象校の提供食数と、要求水準書「表II-16配膳器具仕様一覧」を比較しますと、数量が多いように見受けられます、数量を見直していただけますでしょうか。	表II-16には、予備数量も含んでいます。この数量を備えてください。なお、これらの算出に当たっては、募集要項P19にある各配送対象校の計画食数ではなく、各学校への実際の配缶数を基本数と捉え、予備等を加え算出したものです。
18	要求水準書	表II-17 食器等仕様一覧	32	II	9	(2)				募集要項P19にある各配送対象校の提供食数と、要求水準書「表II-17食器等仕様一覧」を比較しますと、数量が多いように見受けられます、数量を見直していただけますでしょうか。	要求水準書の「表II-17食器等仕様一覧」を修正します。
19	要求水準書	表II-17 食器等仕様一覧	32	II	9	(2)				飯椀φ145×58に該当する型式の食器が見当たりませんでした。サイズの誤りがないかご確認いただけないでしょうか。	記載のサイズは参考にしてください。ご提案に委ねます。なお、現在、使用している飯椀は、φ140×58です。
20	要求水準書	食器、食器カゴ及び食具等	32	II	9	(2)		エ		アレルギー対象となる児童・生徒が一日に使用する容器は最大何点を想定されているでしょうか。毎日一人当たり最大3点使用、献立によっては一点か二点を使用など、考えがございましたらご提示していただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。児童生徒一人当たりの使用する容器は最大3点となります。ヨーグルトなど学校直送のデザートについては、センターから名前を明記した代替品のデザートを提供します。なお、献立内容によっては、アレルギー対応食が無しの場合もあります。献立作成時は、できるだけアレルギーが重複しないようにしたいと思います。 【例】卵・乳アレルギーの児童生徒の場合 ＜通常献立＞コッペパン・牛乳・オムレツ・チーズサラダ・クラムチャウダー・ヨーグルト ＜卵・乳アレルギー対応献立＞コッペパン・鶏照焼き・フロッキーサラダ・あさりのコンソメスープ・りんごゼリー
21	要求水準書	業務報告書	38	IV	1	(7)				業務日誌、月報、年間報告書等を作成し、市に提出すると思いますが、定期的な提出が必要なのは月報、年間報告書であって、業務日報は事業者にて保管し、必要に応じて提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	施設管理台帳等の作成	38	IV	1	(8)				施設管理台帳及び備品管理台帳を整備・更新・保管とありますが、本業務の対象となる設備や備品は設計・建設業務において事業者が整備したものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	費用の負担	38	IV	1	(10)	イ			資料14にて貴市が調達する備品に関する消耗品は事業範囲外という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	清掃業務	45	IV	7	(4)		エ	e)	可燃ごみの回収には、残渣も含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、回収は何曜日の何時ごろを想定しておりますでしょうか。	可燃ごみの回収には、残渣も含まれます。例えば、現在、北部給食センターでは、3,000食で週2回(月、木の午前)が回収日となっております。新センターは、10000食提供の施設となることから週2回以上になることは想定されますが、回収を週何回で何曜日の何時とするかは、今後、環境部等との協議が必要と考えております。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答		
			頁	I	1	(1)	(1)	ア					
25	要求水準書	清掃業務	45	IV	7	(4)			エ	e)	可燃ごみの回収は週2回とありますが、1万食規模のセンターですと毎日回収のセンターが多く、残渣保管室に数日間残渣を保管することになります。相当量の残渣がでるため、衛生面などの観点から頻度を増やすことを検討頂けないでしょうか。	現時点では、原案どおりとします。	
26	要求水準書	留意事項	45	IV	7	(4)			エ	e)	回収・処分は市が別途委託する業者が行うとありますが、厨房除害施設やグリストラップから排出する産廃汚泥も本項の対象に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	含まれません。	
27	要求水準書	運営業務における基本的な考え方	47	V	1	(1)					c)	市が行う業務に検収業務がございます。事業者は食材検収補助業務であるため、当該業務を通じて発生した事象のリスクは市側との認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、検収補助業務に起因するもの等、事業者の責に帰すべき事由によるものについてはこの限りではありません。内容に応じて協議の上取扱を決定するものとお考えください。
28	要求水準書	費用の負担	51	V	1	(13)						「事業者が行う運営業務に要する費用は～」とありますが、ここでの費用とは、要求水準に定められた事業者が行う運営業務の実施費用であり、貴市からサービスマン購入費C及びDとして支払われるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書	配送車両調達業務	55	V	3	(1)			ア			配送車両の調達において、15年間のうちに指定した年数が経過したら車両を更新しなければならない等の貴市としての方針やお考えはありますでしょうか。	年数経過による更新の指定はありませんが、学校給食の提供に支障がでないようご対応ください。
30	要求水準書	配送車両調達業務	55	V	3	(1)			ア			現状、北部・西部センターの車両は全て同型の車両という理解で宜しいでしょうか。また、新学校給食センターにおいて、全て同型の車両でできるという理解で宜しいでしょうか。 門扉等が狭く、小型車両等でないと配送が困難な学校がありましたら、ご教示ください。	全て同型の車両ではありません。現在の北部学校給食センターでは、4台のうち1台が一回り小さい車両です。現在の西部学校給食センターでは、3台のうち1台が一回り小さい車両です。配送車両のサイズにつきましては、資料、現地見学会等を基にご提案ください。
31	要求水準書	セルフモニタリングの実施	59	VI	2				エ			セルフモニタリングを毎月報告となっていますが、設計段階では基本設計完了時、実施設計完了時でないと難しいと考えます。進捗管理等の報告と考えて宜しいでしょうか。	進捗管理等の報告と考えてよろしいです。

募集要項等に関する第1回質問に対する回答

■資料

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
1	資料2	事業用現況測量図	1								赤色の実線が敷地境界線とした場合、市道 湯野・平野線との間に水路があり、接道していないように読み取れますが、市道と接道していると理解してよろしいでしょうか。	市道と接道しております。
2	資料2	事業用現況測量図	1								市道 湯野・平野線と接道部分について、市道との取り付け位置は現況の部分のみでしょうか。	現況のみとなります。
3	資料3	事業用地接続道路現況図	1								黄色の実線で示されている”計画敷地 約12,700㎡”の形状と資料2の赤色の実線で示されている範囲が異なりますが、どちらが正でしょうか。	資料2の赤色の実線が正となります。
4	資料3	事業用地接続道路現況図	1								市道前畑・扇田線の付け替えが予定されていますが、計画敷地への接道及び、前畑・扇田線が行き止まり型道路となった場合の転回広場の敷地内設置は不要と理解してよろしいでしょうか。	今回の付替えを行った市道前畑・扇田線は、行き止まり道路ではありません。
5	資料3	事業用地接続道路現況図	1								市道湯野・平野線の建築基準法上の道路種別及び幅員をご教示ください。	種別は一項一号道路、幅員は17.0mとなります。
6	資料3	事業用地接続道路現況図	1								本施設としての外部侵入を防ぐための門の設置場所は黄色の実線よりも西側に設置する提案をしてもよろしいでしょうか。ご教示ください。	よろしいです、ご提案に委ねます。
7	資料4 資料5	敷地周辺インフラ現況図 新学校給食センター造成工事 設計図書									資料4には「敷地内を横断する水路は、別途市が敷地北側及び南側に付替え…」とあり、資料5の横断図(05～09)には水路の両側に境界ラインがあります。付替水路は公共水路として分筆されると考えて宜しいでしょうか。また、分筆登記業務は別途と考えて宜しいでしょうか。	公共水路として分筆され、分筆登記業務も別途市が行います。
8	資料5	新学校給食センター造成工事 設計図書									水路分筆後の敷地境界線(本事業における敷地)をお示しただけでないでしょうか。(平面図・横断図から読み取れない部分があります。)	現在、登記に向け作業中であり、登録完了後に確認願います。
9	資料5	事業用地地盤調査資料 01-平面図									敷地周囲の法面の法肩から敷地中央側への範囲が整備可能範囲と理解してよろしいでしょうか。	法面の法尻から敷地中央側への範囲が事業用地となり、整備可能範囲となります。
10	資料14	市が調達する備品									表にある備品について、既存センターからの持ち込み品も多く見受けられ、相当なスペースが必要と料します。例えば、センターの市職員用事務室には、表にある該当品を全て設置できるだけのスペースが必要という理解でよろしいでしょうか。	記載の備品を全て設置できるよう検討ください。

募集要項等に関する第1回質問に対する回答

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
1	様式集 (参加資格審査書類)	参加資格審査書類作成要領	1		1						「各ファイルの表紙及び背表紙に・・・あわせて代表者名及び通し番号をつけること」とありますが、代表者名は代表企業名という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集 (参加資格審査書類)	様式1-11 委任状 (代表企業用)	1		11						受任者又は代理人とは、本件の応募に関する実務を担当する者という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集 (参加資格審査書類)	様式1-11 委任状 (代表企業用)	1		11						代表企業の代表者でない別の実務担当者が、提案価格及び提案書を貴市へ持参する場合には、様式1-11の提出は必要という理解で宜しいでしょうか。必要な場合は、印鑑についても、代表企業の代表者及び参加代理人の2箇所を押印するという理解で宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
4	様式集 (参加資格審査書類)	決算報告書	1		14						「・・・その他の企業は財務諸表(連結財務諸表がある場合はそれを含む。を必ず提出すること。）」とありますが、貸借対照表・損益計算書の2点を提出で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集 (参加資格審査書類)	決算報告書	1		14						「・・・直近3か年分を提出すること。」とありますが、提出締切以降かつ提案書提出までに新たな直近の決算報告書が出た場合は差し替え提出は必要でしょうか。ご教示ください。	差し替え提出は不要です。
6	様式集 (参加資格審査書類)	福島市税の納税証明書	1		17						福島市税の納税証明書について、滞納がないことを証明できるものを提出することと記載がございます。弊社では、固定資産税、都市計画税を分納で納めている為、現在の年度(令和5年度)で納税証明書を取得した場合、未納額として残額が記載されます。提出する納税証明書は、現在の年度(令和5年度)のもので宜しいか、未納額が記載されていない直近の年度のもので宜しいかご教示願います。また、直近の年度の場合、過去何年度分の納税証明書が必要でしょうか。	納期限未到来額であれば、未納額としての記載は問題ありません。福島市税の納税証明書は公告日以降に発行された直近1年度分をご提出ください。福島市に事業所がない場合は、公告日以降に発行された直近1年度分の本社所在地の市町村税の納税証明書を提出ください。なお、消費税及び地方消費税の納税証明書についても公告日以降に発行されたものをご提出ください。
7	様式集 (参加資格審査書類)	参加資格審査書類作成要領	2	1							参加資格審査書類の様式(商業登記簿謄本、消費税及び地方消費税の納税証明書、一級建築士事務所の登録を受けた者であることを証する書類等)において、5月下旬に代表取締役等の交代を予定しており、その変更手続き及び再交付までに時間を要するため、受付締切(6月20日)までに変更内容が記載された様式の提出が間に合わない可能性があります。その場合、受付締切以降かつ提案書提出までに変更内容が反映された様式の差し替え提出は必要でしょうか。	様式の差し替え提出は不要です。
8	様式集 (提案審査書類)	提案書	1		1	(1)	②				指定された様式以外に、提案の内容を補足する資料(関心表明など)を添付することは可能でしょうか。	添付資料の提出は可能です。
9	様式集 (提案審査書類)	提出方法	2		1	(2)					提案書において、添付資料(関心表明書等)の提出は可能でしょうか。また、提出が可能な場合は両面印刷でも宜しいでしょうか。ご教示ください。	添付資料の提出は可能です。両面印刷でも構いません。
10	様式集 (提案審査書類)	提出方法	2		1	(2)	②	ウ			CD-Rの提出において、「提案書Ⅰ」及び「提案書Ⅶ」については、社名やグループ名等を伏せたものと明記した社名等明記版の両方を格納するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	様式集 (提案審査書類)	様式A-2-1 提案価格									代理人とは当日に提案書を持参する担当者という理解で宜しいでしょうか。また、代理人が提出する場合は、印鑑についても、代表企業の代表者及び参加代理人の2箇所を押印するという理解で宜しいでしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。
12	様式集 (提案審査書類)	提案書Ⅰ 様式B-5 地域社会、地域経済への貢献に関する提案									市内企業とは、市内に本店を有する企業との理解で宜しいでしょうか。	福島市内に本社又は本店を有する企業です。
13	様式集 (提案審査書類)	提案書Ⅶ H-1 面積表									建築、延べ面積には建築基準法上の容積率算定に必要なとなる部分(屋内的用途となる外部など)も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
14	様式集 (提案審査書類)	提案書VII H-1 面積表									建築面積、延べ面積に屋内的用途の外部なども含まれる場合、その面積を明記する欄をご教示ください。	「算定の考え方」の欄に記載ください。
15	様式集 (提案審査書類)	提案書VII H-2 仕上表									様式が指定様式(A4縦)となっておりますが、記載欄が狭く記載が困難です。任意様式としても宜しいでしょうか。(A3横など)	ご提案に委ねます。
16	様式集 (提案審査書類)	提案書VII H-2 仕上表									指定様式では仕上げを明記する欄が狭く仕上げ名称を記載できないため、任意の様式、サイズ(A3サイズ)で仕上げ表を作成してもよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
17	様式集 (提案審査書類)	提案書VII H-3 配置計画図									縮尺が指定(1/500)となっておりますが、外構緑地計画及び周辺環境を表現する上で、1/600とさせていただきます。よろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
18	様式集 (提案審査書類)	提案書VII H-3 配置計画図									配置計画図について、縮尺が1/500では敷地が見切れてしまうため、任意の縮尺で作成してよろしいでしょうか。	ご提案に委ねます。
19	様式集 (提案審査書類)	提案書VII H-7 イメージスケッチ									外観1枚以上及び内観1枚以上を作成、枚数制限は2枚とありますが、2枚以上作成してもよろしいでしょうか。	紙面制限2枚の中に、外観又は内観のイメージスケッチを2枚以上配置していただくことは差し支えありません。
20	様式集 (計算書等)	提案書VII H-11 備品リスト									提案更新期間についての欄がありますが、回答が難しいものにつきましては、「適宜」等の文言記載は可能でしょうか。また、記載の提案更新期間を経たモノについては、その都度、市へ備品リストを再提出することで、協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。	前段については可能です。後段について、事業者が使用する更新のタイミングや物品の選定については基本的に事業者の提案に委ねます。ただし市側の備品については協議をお願いします。
21	様式集 (計算書等)	提案書VII H-11 備品リスト									機器の配置をリストと照合しやすくするため、調理設備の配置を示した「調理設備配置図」を様式H-11の添付資料として提出してもよろしいでしょうか。また、照合するための通し番号列を備品リストに追加してもよろしいでしょうか。	前段・後段ともに差し支えありません。
22	様式集 (計算書等)	提案書VII H-11 備品リスト									備品リストにメーカーを記載する列がありますが、調理設備企業がグループに参加している場合、参加する調理設備企業ごとに取り扱う自社製品が異なるため、提案する製品によっては特定のメーカー名を記載しなくても参加企業を特定できてしまう恐れがあります。メーカー列を削除した様式としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、様式を変更します。
23	様式集 (提案審査書類)	提案書VII 様式H-12 調理作業工程表・作業動線図									調理作業工程表・作業動線図において、「要求水準書資料6等を参考に～」とありますが、資料8(想定献立)の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです、修正します。
24	様式集 (提案審査書類)	提案書VII 様式H-12 調理作業工程表・作業動線図									提案の前提となる献立において、「要求水準書資料6の4月7日の献立、1月17日のアレルギー対応献立」とありますが、4月7日をA献立、1月17日をB献立の2献立とし、調理作業工程表1枚、作業動線図を1枚作成し、残りの2枚については提案に委ねるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書資料8の誤りです。ご理解の通り、4月7日をA献立、1月17日をB献立の2献立とし、調理作業工程表1枚、作業動線図を1枚作成します。なお、作業工程表、作業動線図は普通食用のものと対応食用のものを別に作るのではなく、1枚で普通食・対応食に係る作業が確認できるようにします。【参考】「学校給食調理従事者研修マニュアル」文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課 平成24年3月 P75～78・「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省 平成27年3月 P26
25	様式集 (計算書等)	提案書VIII I-2-1 市の支払う対価【年度別】									提出するExcel様式によって金額の単位が「円」と「千円」と混在しております。「千円」としてしまうと小数点が発生してしまうため、提出するExcel様式の内容の単位をすべて「円」に統一いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、様式を変更します。
26	様式集 (計算書等)	提案書IX J-3 維持管理費見積書(内訳書)									項目には建物保守管理・修繕業務とありますが、括弧書きで(修繕、更新にかかる費用を除く。)とあります。項目に記載はあるが修繕費は除くということではよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、修繕、更新にかかる費用については別途様式J-4に記載ください。

募集要項等に関する第1回質問に対する回答

■優先交渉権者選定基準

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
1	優先交渉権者選定基準	性能審査加点項目の評価基準	5								地域社会、地域経済への貢献の評価の視点に記載されている「市内企業」は、募集要項P8と同様、「市内に本社・本店を有する企業を置く市内企業」という定義で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	優先交渉権者選定基準	性能審査加点項目の評価基準	10								災害時の機能維持等の評価の視点に記載されている「災害発生時の炊き出し等」の具体的な方法や食数等については、あくまでも応募者の提案に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。また、炊き出しの実施の有無自体も、応募者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	前段・後段ともにご理解のとおりです。

募集要項等に関する第1回質問に対する回答

■事業契約書(案)

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
1	事業契約書(案)	総括責任者及び業務責任者等	7	第1章		第8条		1項			事業契約締結後、総括責任者を配置することとされていますが、要求水準で規定されている総括責任者はあくまで運営業務の責任者であるとの認識です。本条で配置を求めているのは事業全体を統括する「総括責任者」との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、事業契約書(案)の第8条でも「統括責任者」と記載しております。
2	事業契約書(案)	関係者協議会	7	第1章		第9条					「関係者協議会」の設置が求められていますが、これは毎月行う「月例報告会」を兼ねることができるとの理解で宜しいでしょうか。	運営段階においては「月例報告会」と兼ねることも可とします。
3	事業契約書(案)	契約の保証	8	第1章		第13条					契約保証について、開業準備期間及び維持管理運営期間においても求められていますが、事業者への過度な負担であると考えます。多くの先行事例においては、契約保証金は施設整備期間中のみ求められているかと思えます。つきましては、当該保証額相当額については免除いただくか、事業者として専用口座にリザーブしておく対応も認めていただけませんか。(第82条、83条の違約金対応が担保できればよいとの考え)	原案どおりとします。
4	事業契約書(案)	維持管理・運営に関する第三者の使用	29	第5章		第57条					「福島市の承諾を受けた場合に限り、維持管理・運営業務の一部を維持管理企業又は運営企業以外の第三者に委託することができる。」とありますが、配送専門企業が配送・回収業務を受託した場合、配送専門企業(元請企業)が指揮管理を行うことを前提とした上で、必要な車両の内、その中の数台程度の運営業務を別の配送専門企業(下請け)へ再委託することは可能でしょうか。	業務受託後、承諾願・再委託先の情報等必要な書類を提出したうえで、本市の承諾を受けた場合は可能です。
5	事業契約書(案)	別紙1 保険	52	別紙1	2	(1)					開業準備期間及び維持管理・運営期間中の保険の第三者賠償責任保険について、保険契約者が「提案による」となっておりますが、運営企業として加入している保険内容が別紙1の記載内容に対応できる要件を満たせば、問題ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	事業契約書(案)	サービス購入費A	55	別紙2	1	(2)					「サービス購入費Aは、設計・建設に係る対価(特別目的会社開業等に係る費用を含む)であり、市は、施設の引渡し後に一括で支払う。」とございますが、設計・建設に係る対価は引渡し後に一括でお支払いいただけるため、割賦払いには生じないとの理解で相違ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	事業契約書(案)	維持管理・運営に係る対価	56	別紙2	1	(4)		ア			維持管理業務・運営業務にかかる事業者のセルフモニタリング費用は、サービス購入費Cの維持管理費・運営費のうち、それぞれの「その他関連業務」に含まれる、との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	事業契約書(案)	サービス購入費C(固定料金)	57	別紙2	1	(4)		イ			「…事業者が…提案した金額に基づき、年度毎に固定された金額を支払う。」とありますが、これは年度毎に異なる固定費の金額を提案してもよい、とのことでしょうか。	①合理的な根拠に基づき金額設定を簡便にトレースすることができること(維持管理費を5年程度の単位で平準化するなど)、及び②事業期間途中で事業が解約される場合に、市が過払いになる状態にならないことを条件として、質問に記載のとおりです。
9	事業契約書(案)	維持管理・運営業務モニタリング及びサービス購入費の減額	63	別紙3							モニタリングの方法について、維持管理運営のモニタリング方法の記載はありますが、施設整備に関するものはありません。提案書にて施設整備のモニタリングの項目がありますが、モニタリング方法や対象、提出書については事業者提案ということでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業者提案を受けて市との協議の上決定します。

募集要項等に関する第1回質問に対する回答

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア				
1	実施方針	敷地に関する各種法規制等	7	II	1	(2)					令和5年2月21日公表の「実施方針等に係る質問書に対する回答」No.10において、「貯留量のボリュームは30年確率と考えると宜しい」と御回答いただきましたが、具体的な必要貯留量(m3)をお示しいただけないでしょうか。 (前回は240m3と記載有。)	敷地面積が1ha以上～5ha未満については「30年確率」で指導しております。貯留量は240m ³ と想定しております。
2	実施方針	リスク分担表(案)	19	IV	18						物価変動リスクの建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減については、福島市様でリスクを負うと記載がございますが、変動が生じた場合、追加変更契約を行うという理解で宜しいでしょうか。また、労務単価の変動についても同等の考えで宜しいでしょうか。	「設計・建設に係る対価」の物価改定については、事業契約書(案)の別紙2に記載のとおり、指標値の比較により改定を行うことを想定しています。物価改定については本事業契約に紐づく覚書を締結することを想定しています。資材や労務単価それぞれの単品スライドの使用は基本的に想定しておりません。